

# 「国民健康保険限度額適用・標準負担減額認定証」の切り替えについて

現在お持ちの「限度額適用・標準負担減額認定証」の有効期限は、平成21年7月31日までとなっております。健康推進課の窓口で切り替えを行っておりますので、必要な方は**8月31日までに手続き**をお願い致します。

※「国民健康保険限度額適用・標準負担減額認定証」は入院のときにのみ使用できます。

## 70歳未満の方

国民健康保険加入者で70歳未満の方が入院されるときは、申請により「限度額適用認定証（上位所得世帯・一般世帯）又は「限度額適用・標準負担減額認定証（住民税非課税世帯）を医療機関の窓口で提示すれば、1ヵ月ごとの1医療機関での窓口の支払い額（保険診療分）が下記の自己負担限度額までになります。なお、食事代、保険適用外の差額ベッド代などは別途負担です。

適用区分	3回目まで	4回目以降
上位所得世帯	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般世帯	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
非課税世帯	35,400円	24,600円

※上位所得世帯……基礎控除後の年間所得金額等が600万円を超える世帯

※一般世帯……基礎控除後の年間所得金額等が600万円以下で、住民税課税世帯

※非課税世帯……住民税非課税世帯

## 70歳以上の方

国民健康保険加入者で70歳以上の方は保険証と高齢受給者証を提示するのみで、1ヵ月ごとの1医療機関での窓口の支払い額（保険診療分）が次の自己負担額までになりますが、**低所得区分に該当する方は**手続きが必要となります。なお、食事代、保険適用外の差額ベッドなどは別途負担です。

適用区分		外来（個人ごと）	外来 + 入院（世帯単位）
現役並み所得者		44,400円	80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降の場合44,400円)
一般		12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※低所得者Ⅱ……同一世帯の世帯主及び国保被保険者全員が住民税非課税の人

※低所得者Ⅰ……同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が非課税で、かつ、所得が0円の場合

### ◇申請時の条件◇

- ・世帯全員が平成21年度町民税申告を行っている世帯の方  
(平成21年1月2日以降に転入されてきた方は、平成21年1月1日現在、住民登録していた市町村から世帯主および国保加入者全員分の所得証明書をお持ち下さい)

### ◇持ってくるもの◇

- ① 国民健康保険証
- ② 印鑑（シャチハタ不可）

◆お問い合わせ◆ 西原町役場 健康推進課 国保給付係 ☎ 945-4791(内線154)

# 平成22年度 西原町職員採用候補者試験実施要項

## 1. 職種区分、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
一般事務職	若 干 名	一般的な行政事務
保育士職	若 干 名	保育業務及び幼稚園教育業務

## 2. 受験資格

- (1) 年 齢：昭和55年4月2日以降生まれた者。
- (2) 住所要件：平成21年6月20日以前に西原町に住民登録がされ、引き続き住所を有する者。  
(就学等のため一時的に町外に転出した者を含む)
- (3) 学 歴
  - 一般事務職  
学校教育法による高等学校卒業（卒業見込みを含む）以上の学歴を有する者、若しくは同等の学力を有すると認められた者。
  - 保育士職  
保育士資格取得者かつ幼稚園教諭免許取得者（両方の資格等を取得している者）又は平成22年3月末までに両資格等取得する見込みの者を含む。  
※次のいずれかに該当するときは、受験できません。  
○地方公務員法第16条に該当する者  
イ. 成年被後見人又は被保佐人  
ロ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
ハ. 西原町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
ニ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3. 第一次試験の日時、試験会場及び試験科目

試験会場	日 時	試験科目	試験区分	
西原町 中央公民館	平成21年 9月20日(日)	9:10(受付)	教養試験 事務適性検査 専門試験	全職種 一般事務職 保育士職
		9:40(受験者着席)		
		10:00~12:00		
		12:30~12:40		
		13:30~15:00		

\*保育士職受験者は、各自昼食を用意してください。

(注) 第一次試験当日、台風が襲来し暴風警報が発令され、午前9時現在で交通機関のバスが運行停止した場合は、試験実施を平成21年10月11日(日)の午前10時に延期します。試験会場の変更はありません。

## 4. 第二次試験の日時及び試験科目(第一次試験の合格者について実施)

- 日 時 平成21年10月下旬を予定(第一次試験合格者あて通知します。)
- 試験科目 作文、個別面接及び集団討論(一般事務職) 個別面接及び実技試験(保育士職)  
(注) 第一次試験の点数は、第二次試験に反映されません。

## 5. 受験手続

- (1) 受付期間 平成21年8月10日(月)~8月21日(金) 午前9時~午後5時15分(土・日曜日は除く)
- (2) 申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、総務課へ提出してください。  
※ 郵送での受付は、原則として認めませんのでご了承ください。
- (3) 提出書類
  - イ. 所定の申込書(写真を貼ったもの)
  - ロ. 所定の封筒(住所・氏名・郵便番号を記入の上、80円切手を貼ったもの)
  - ハ. 自筆による所定の履歴書(写真 4.5cm×3.5cmを貼ったもの)
  - ニ. 最終学校の卒業証明書、若しくは卒業証書の写し又は卒業見込み証明書
  - ホ. 住民票抄本(戸籍の表示のあるもの)
  - ヘ. 保育士職は、保育士資格証明書等及び幼稚園教諭免許の写し又は取得見込証明書の写し

## 6. 合格者発表から採用までの経路

区 分	日 時	方 法
第一次試験	平成21年10月上旬予定	西原町役場掲示板及び西原町ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成21年11月中旬予定	

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者がその名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿登載者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する数を考慮して決定するため、採用数を上回る登載者となり、名簿登載されても採用にないことがあります。
- (3) 採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成23年3月31日までとします。

★その他詳細については、西原町役場総務課へお問い合わせください。

☎098-945-5011(総務課)

## 忘れてませんか？

～定額給付金、子育て応援特別手当の申請はお済みですか？～

定額給付金と子育て応援特別手当の申請の期限は**10月1日(木)**までとなっています。

申請期限を過ぎた場合は、給付を辞退されたものとみなされ、支給されませんので、ご注意下さい。

お問い合わせ 定額給付金・子育て応援特別手当対策チーム ☎882-8885まで！

## 人権擁護委員決定！

法務大臣より2名の人権擁護委員が委嘱を受けました。玉那覇良江さんが6月30日をもって任期満了となり、新しく當眞信子さん(字小波津)が委嘱されました。また、玉城藤子さん(字与那城)が再任され、現在、安里政雄さん、知花正さんの4名です。



當眞信子さん 玉城藤子さん

任期：平成21年7月1日から平成24年6月30日